

新潟県資産管理用ソフトウェア保守サービス提供業務契約書

新潟県を甲とし、  
を乙として、甲乙両当事者は、次のとおりサービス提供業務契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供業務の名称 新潟県資産管理用ソフトウェア保守サービス提供業務
- (2) サービス提供金額 円 (うち消費税及び地方消費税 円)  
月額利用料は、 円 (うち消費税及び地方消費税 円)  
なお、サービス提供期間における各年度当たりの支払金額は、以下のとおりとする。
- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 令和8年度  | 円 (うち消費税及び地方消費税 円) |
| 令和9年度  | 円 (うち消費税及び地方消費税 円) |
| 令和10年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税 円) |
| 令和11年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税 円) |
| 令和12年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税 円) |
| 令和13年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税 円) |
- (3) サービス提供期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、  
とする。

(業務の処理の方法)

第3条 乙は、別記仕様書に記載のとおり、サービス等を提供しなければならない。

- 2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、いつでもサービス提供業務の状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(サービス提供業務の内容の変更)

第5条 甲は、この契約締結後の事情により、サービス提供業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、サービス提供料又はサービス提供期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面又は新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成17年12月27日新潟県条例第96号) 第2条第5号に定める電磁的記録 (以下、「電磁的記録」という。)

によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) サービス提供期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
  - (2) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
  - (3) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
  - (4) 正当な理由がなく甲の検査の実施に当たりその職務の執行を妨害したとき。
  - (5) 破産の申立て、若しくは会社更生又は民事再生の手續開始の申立てがあったとき。
  - (6) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (8) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (9) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (10) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (11) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号から前号までのいずれかに該当する者と契約を締結したとき。
  - (12) 前各号のほか、乙がサービス提供業務を履行しないとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害賠償を請求できないものとする。

(違約金)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス提供料から業務を完了した月数に月額を乗じた額を減じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされることを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第6条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について

履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第6条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、サービス提供料から業務を完了した月数に月額を乗じた額を減じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により、サービス提供業務の処理に関し甲又は第三者に損害を賠償しなければならない。

（期限の利益の喪失）

第9条 第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺）

第10条 甲が乙に対し債権を有するときは、甲は、当該債権の弁済期の到来すると否とを問わず、その債権と、甲が乙に対して負担する債務の対当額につき相殺しうるものとする。

（権利の譲渡）

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再サービス提供等の禁止）

- 第12条 乙は、サービス提供業務の全部又は一部の処理を第三者にサービス提供し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該サービス提供に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は、サービス提供業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第14条 乙は、業務を行うに当たり、個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第15条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(協議及び紛争の解決)

第16条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約の定めのない事項については、財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審専属的合意裁判所とする。

(成果報告書の提出)

第17条 乙は、業務について、年度ごとに次の各号に定める期間に係る業務の成果に関する報告書(以下「成果報告書」という。)を、各号に定める日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで 3月末日
- (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 3月末日
- (3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 3月末日
- (4) 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで 3月末日
- (5) 令和12年4月1日から令和13年3月31日まで 3月末日
- (6) 令和13年4月1日から令和13年6月30日まで 6月末日

(成果の検査)

第18条 甲は、成果報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合において、補正に要する費用は乙の負担とする。

(サービス提供料の支払)

第19条 乙は、第18条の検査(第17条の期間に係る成果報告書の検査に限る。)に合格したときは、第1条に掲げる当該期間のサービス提供料の金額を請求書により甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から

30日以内にサービス提供料を乙に支払うものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

新潟県知事 花 角 英 世

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 情報セキュリティ関連業務特記事項

## (基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

## (情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

## (機器等の取扱い)

第 4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

## (従事者への啓発)

第 5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

## (異常時の報告)

第 6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第 7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

## (再委託の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

## (ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

## (機器構成の無許可変更の禁止)

第 10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

## (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

## (コンピュータウイルス対策)

第 12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2)甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

## (法令遵守)

第 13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1)不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2)著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3)個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

## (実地調査)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。